

第二次長野市地域福祉計画の策定について

保健福祉部厚生課

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定される計画で、住民が様々な生活課題に目を向け、行政・関係機関・事業者等との協働の下に、自らその解決に向けた取り組みができる方策を策定するとともに、縦割り行政を見直し、当事者主体の立場に立ったサービス提供システムを構築していくことを目指すものである。

(2) 現計画について

平成 12 年施行の社会福祉法に「地域福祉の推進」(第 4 条)が位置づけられるとともに、平成 15 年に「地域福祉計画の策定」(第 107 条)が新たに規定されたのを受け、本市では、平成 15 年から公募等による 45 名を部会員とする市民企画作業部会及び策定委員会を設置し、計画づくりを進めるとともに、アンケート調査やパブリックコメント、地域福祉推進シンポジウム等によりさまざまな立場の市民の意見、参加を得て、平成 17 年 6 月に長野市地域福祉計画を策定した。

計画の目指す将来像

一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、認め合い、支え合いながら、共に生きていく地域社会

(3) 見直しの考え方について

現計画は平成 17 年度から 22 年度までの 6 年計画であることから、平成 23 年度以降の地域福祉推進についての新しい計画が必要となる。

この間、地域社会で支援を求めている人ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送れるよう、介護保険制度では地域密着型サービスの創設、医療保険制度改革では在宅医療の推進、障害者自立支援法では障害者の地域での自立、精神障害者の地域への移行等が行われている。このような社会福祉制度の大きな変革を、地域福祉計画に反映させる必要がある。

一方、地区においては、地区地域福祉活動計画の策定を通じて、住民自ら地域の生活課題を把握し、課題に応じた地域福祉活動を推進している。このような地域の生活課題や、地域福祉活動へ主体的に参加する住民の意思や考えを踏まえた計画とするために、地域で支える仕組みの再点検を行

うとともに、住民参加およびその意見の反映を一層徹底する必要がある。

なお、平成 19 年 8 月には、厚生労働省社会・援護局より、災害時等にも対応する援護者対策として、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むよう通知がなされている。また、平成 20 年 3 月には、厚生労働省社会・援護局長の下に設置された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が報告書をまとめており、これに整合する形で、下記の観点に重点を置き計画策定を行う。

- ア 地域の生活課題の発見方策の再検討
- イ 地域福祉活動の情報共有の仕組み
- ウ 活動の拠点・担い手・資金の確保の仕組み
- エ 災害時要援護者への支援策

2 次期計画の期間について

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間

3 次期計画策定の基本指針について

- (1) 地域福祉計画は、社会福祉法により市の基本構想に即して策定することと規定されているため、今回の見直しは、平成 19 年度からスタートした第四次長野市総合計画を踏まえ見直しを行う。また、庁内の各種計画との整合性を図るとともに、都市内分権の動向等を踏まえ見直しを行う。
- (2) 計画の見直しにあたっては、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について」(平成 14 年 1 月 28 日社会保障審議会福祉部会報告)、「市町村地域福祉計画の策定について」(平成 19 年 8 月 10 日社会・援護局長通知)、及び「地域における新たな支え合いを求めて - 住民と行政の協働による新しい福祉-」(平成 20 年 3 月 31 日 これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告)等を踏まえて見直しを行う。
- (3) 市の保健福祉及び生活関連関係課、市社会福祉協議会からなる地域福祉庁内推進会議とも協働しながら、住民主体で現計画に基づく施策の現状把握及び課題把握・分析を行ったうえで、平成 20 年 2 月に本審議会から受けた「長野市地域福祉施策について」(答申)を踏まえて計画の見直しを行う。

4 次期計画策定体制(案)について

別紙 1 のとおり

5 次期計画策定スケジュール(案)について

別紙 2 のとおり